

《調布市民放送局（略称 CATCH）の規約》

- 1 名 称 本会は、調布市民放送局（略称 CATCH = Community Access Television Chofu）と称する。
- 2 事務所 本会の事務所は、東京都調布市深大寺東町 2 - 2 2 - 1 6 に置く。
- 3 目 的 調布市民放送局は、調布市民が自ら地域情報化のため、企画・制作して地域情報を発信し紹介するために作られた市民による市民のための放送局である。
地域情報による映像をマルチメディア展開する事により、地域情報が活発に流れ、地域コミュニティが活性化し地域貢献する事を目的とする。
 - 3 - 1 活動目的
 - 1．調布地域に関する情報の収集・発信及び蓄積（情報倉庫）
 - 2．調布地域に関する誰でも参加できる市民のネットワーク作り
 - 3．調布地域での市民による情報発信の拠点作り
 - 4．地域情報を活用した地域の活性化とコミュニティの再構築
 - 5．市民と大学等が連携した活動の推進
 - 6．全国の市民放送局との交流
- 4 事 業 本会の目的を達成するために、次の活動を行う。
 1. 調布市民放送局による CATV 番組の企画・制作
 2. 調布市民放送局によるコミュニティ FM 番組の企画・制作
 3. 上記作品のマルチメディア展開
 4. インターネットによる情報の収集を介しての市民の参加
 5. 関係方面への宣伝活動
 6. その他
- 5 会 員 本会の会員は次の 3 種類とする。
正会員・・・本会の目的に賛同し活動するために入会
賛助会員・・・本会の目的に賛同し、賛助するために入会
法人・団体賛助会員・・・本会の目的に賛同し、会の活動を賛助するために入会した企業ならびに団体
- 6 役 員 本会は次の役員を置く。

会の代表は、会員の互選で決定する。

代表 1 名

副代表 1 名以上（代表の指名で決定する）

事務局

会計

会計監査

7 会の運営

- 1．活動は原則として、市民のボランティアで行う。
- 2．活動は活動目的の趣旨に賛同する個人・団体との協働で行う。
- 3．活動は、特定の政治・宗教には関わらないで行う。
- 4．活動は、特定の団体・個人の営利目的には行わない。
- 5．活動は、法令を遵守し、公共の福祉に寄与することを目的とし、公序良俗に基づいて行う。
- 6．本会の運営に係わる重要な事項は、正会員による総会で決定することとし、総会に諮らない事項については、役員による役員会において決定する。

- 8 規約改定 本規約は、総会において出席した会員の過半数の同意をもって改正することが出来る。

- 9 任期 役員の任期は2年とする。

- 10 経費 本会の運営に要する経費は、会費、寄附金、その他の収入をもって充てる。

- 11 会費 会員は会費を納めなければならない。
- 会員 年 6,000 円以上（月 500 円以上）
- 賛助会員 年 2,000 円以上
- 法人・団体賛助会員 年 10,000 円以上
- 但し、正会員のうち、学生は、年 500 円以上、高校生以下は無料

- 12 会計年度 本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

- 13 総会 年一回の定例総会と臨時総会がある。

- 14 総会招集 代表が認めた時、或いは3分の1以上の会員が必要と認めた時、総会を開く事が出来る。

- 15 解散 総会にて、正会員総数の4分の3以上の賛成で解散する事ができる。

- 16 残余財産の帰属 この団体が解散したときに残存する財産処分に関しては、総会において議決する。

附則

本規約は、2005年8月18日総会で採択

本規約は、2008年4月15日総会で一部改定

本規約は、2008年9月2日臨時総会で一部改定

本規約は、2009年5月19日の臨時総会で一部改定